

研究助成費交付規程

(目的)

第1条 本規程は、精神科看護の学術の向上に資する目的で一般社団法人日本精神科看護協会（以下、「本協会」という。）が行う研究助成費交付について定める。

(助成費交付の対象者)

第2条 研究助成費交付の研究代表および研究分担者は、会員に限る。

(公募)

第3条 本規程で定める研究助成費交付については、対象者を公募する。公募は本協会のホームページに掲載する他適切な手段を用いて行う。

(助成の申請)

第4条 本規程で定める研究助成を受けようとする者は、会長に別紙様式の研究計画書を提出して申請しなければならない。

(助成の決定)

第5条 助成研究の決定は、教育認定委員会の選考を経て理事会が行う。教育認定委員会は選考にあたって選考基準を明示する。研究助成費を交付する研究は、当該年度3編までとする。

(通知)

第6条 助成研究を決定した後理事会は、応募者にただちに結果を知らせなければならない。

(助成金額の交付)

第7条 助成研究に対する助成金額は教育認定委員会が査定して決定する。この金額は、研究一遍につき30万円を限度とする。理事会で助成研究が決定したら、事務局長は教育認定委員会が査定した助成金額をただちに支出しなければならない。

(研究期間及び研究報告)

第8条 助成研究の研究期間は決定の日から2年以内とする。研究が終了したときに、研究責任者は研究報告書1通を作成して会長に報告しなければならない。

(研究の公表)

第9条 前条の研究報告書あるいはその要約は本協会の学術集会で紹介する他、本協会のホームページに掲載する。

- 2 前条の研究報告書あるいはその要約を本協会以外の他団体等が発行する媒体で発表する場合には、発表者は事前に本協会に連絡し、指示を仰ぐものとする。
- 3 前項の連絡があった場合、会長は、当該研究が本協会の研究助成費の交付を受けて遂行されたものであることを明らかにする文言の掲載を条件に発表することを認めることができる。

(研究計画の変更・中断)

第10条 研究計画に変更が生じた場合、研究責任者はただちに変更内容を明らかにした文書を会長に提出し承諾を得なければならない。

- 2 研究計画が中断された場合は直ちにその旨を協会に届け出、協会の指示に従うものとする。

(研究中止の場合の交付助成費の返還)

第11条 研究を中止する場合は、研究代表者の責任において、交付された研究助成費の一部または全

部を返還するものとする。

2 前項の返還額は、会長が決定する。

(雑則)

第12条 この規程によらないものについては、理事会の審議により決定する。

(本規程の改廃)

第13条 本規程は理事会が改廃する。

付則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

2. 本規則は平成30年11月24日に一部改正、平成31年4月1日から施行する(第2条)

(令和3年5月15日一部改正)